

## 第1章 一般事項

### 第1節 適用

#### 下-4-1-1-1 適用範囲

本編は下水道施設の建築物及び付帯する施設等の新築、増築、改築、改修、修繕、解体撤去にかかる工事に適用する。

#### 下-4-1-1-2 仕様書の優先順位

仕様書は相互に補完する。ただし仕様書間に相違がある場合の優先順位は下記の順番とし、これにより難しい場合は監督職員の指示による。

- 1 特記仕様書 以下、「特記」
- 2 工事請負共通仕様書（下水道施設建築工事編）以下、「本編」
- 3 工事請負共通仕様書（共通編）「第1章総則」以下、「共通編」

### 第2節 保険の加入・付保

#### 下-4-1-2-1 工事請負契約書第48条の適用

受注者は共通編に基づき加入・付保した工事保険等の保険証の写しを監督職員に提出する。保険契約の期間については特記なき限り、工事着手日より工事期限に1カ月を加えた期間とし、工期延長が生じた場合は契約期間についても同期間の延長をしなければならない。監督職員と協議の上、保険に付することが著しく不合理又は災害等の発生の恐れが著しく少ないと判断される場合は、付保の限りとしない。ただし、本市に損害を与えた場合は、付保の有無に関わらず、受注者にて損害の賠償をしなければならない。

### 第3節 部分使用

#### 下-4-1-3-1 工事請負契約書第34条に基づく承諾

受注者は工事請負契約書第34条に定める工事目的物の部分使用の承諾は提出資料「様式-3」の提出による。

#### 下-4-1-3-2 工事目的物の記録

受注者は発注者が部分使用を行う工事目的物について、写真撮影等により記録し、監督職員から記録の提出について請求があった場合は、これを提出する。

## **第4節 諸官庁の検査**

### **下-4-1-4-1 検査への協力**

受注者は工事目的物に関して実施される諸官庁の検査に際し、発注者の受検準備に協力しなければならない。検査にあたっては監督職員の指示により、検査に立会い、これを補助する。

## **第5節 建築基準法の遵守**

### **下-4-1-5-1 建築基準法にかかる掲示**

受注者は監督職員の指示により、「建築基準法による確認済」の標示板を工事現場に掲示しなければならない。